

西予市規則第50号

西予市家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月2日

西予市長 管 家 一 夫

西予市家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可手続に関する規則の一部を改正する規則

西予市家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可手続に関する規則(令和2年西予市規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

実施施設の名称、事業の種類及び位置	名 称	
	種 類	☐ 家庭的保育事業 ☐ 小規模保育事業(☐ A型 ☐ B型 ☐ C型) ☐ 居宅訪問型保育事業 ☐ 事業所内保育事業 (☐ 保育所型 ☐ 小規模型) ☐ 乳児等通園支援事業 (☐ 一般型 ☐ 余裕活用型)
	位 置	

を

」

「

実施施設の名称、事業の種類及び位置	名 称	
	種 類	☐ 家庭的保育事業 ☐ 小規模保育事業(満3歳以上限定小規模保育事業以外) (☐ A型 ☐ B型 ☐ C型) ☐ 小規模保育事業(満3歳以上限定小規模保育事業) ☐ 居宅訪問型保育事業 ☐ 事業所内保育事業 (☐ 保育所型 ☐ 小規模型) ☐ 乳児等通園支援事業 (☐ 一般型 ☐ 余裕活用型)
	位 置	

に

」

改める。

様式第 2 号中

「

種 別	☐ 家庭の保育事業
	☐ 小規模保育事業（ ☐ A 型 ☐ B 型 ☐ C 型）
	☐ 居宅訪問型保育事業
	☐ 事業所内保育事業（ ☐ 保育所型 ☐ 小規模型）
	☐ 乳児等通園支援事業（ ☐ 一般型 ☐ 余裕活用型）

を

」

「

種 別	☐ 家庭の保育事業
	☐ 小規模保育事業（満 3 歳以上限定小規模保育事業以外）（ ☐ A 型 ☐ B 型 ☐ C 型）
	☐ 小規模保育事業（満 3 歳以上限定小規模保育事業）
	☐ 居宅訪問型保育事業
	☐ 事業所内保育事業（ ☐ 保育所型 ☐ 小規模型）
	☐ 乳児等通園支援事業（ ☐ 一般型 ☐ 余裕活用型）

に

」

改める。

様式第 3 号中

「

種 別	☐ 家庭の保育事業
	☐ 小規模保育事業（ ☐ A 型 ☐ B 型 ☐ C 型）
	☐ 居宅訪問型保育事業
	☐ 事業所内保育事業（ ☐ 保育所型 ☐ 小規模型）
	☐ 乳児等通園支援事業（ ☐ 一般型 ☐ 余裕活用型）

を

」

「

種 別	☐ 家庭の保育事業
	☐ 小規模保育事業（満 3 歳以上限定小規模保育事業以外）（ ☐ A 型 ☐ B 型 ☐ C 型）
	☐ 小規模保育事業（満 3 歳以上限定小規模保育事業）
	☐ 居宅訪問型保育事業
	☐ 事業所内保育事業（ ☐ 保育所型 ☐ 小規模型）
	☐ 乳児等通園支援事業（ ☐ 一般型 ☐ 余裕活用型）

に

」

改める。

様式第 4 号中

「

種 別	☐ 家庭の保育事業
	☐ 小規模保育事業（ ☐ A 型 ☐ B 型 ☐ C 型）
	☐ 居宅訪問型保育事業
	☐ 事業所内保育事業（ ☐ 保育所型 ☐ 小規模型）
	☐ 乳児等通園支援事業（ ☐ 一般型 ☐ 余裕活用型）

を

」

「

種 別	☐ 家庭の保育事業
	☐ 小規模保育事業（満 3 歳以上限定小規模保育事業以外）（ ☐ A 型 ☐ B 型 ☐ C 型）
	☐ 小規模保育事業（満 3 歳以上限定小規模保育事業）
	☐ 居宅訪問型保育事業
	☐ 事業所内保育事業（ ☐ 保育所型 ☐ 小規模型）
	☐ 乳児等通園支援事業（ ☐ 一般型 ☐ 余裕活用型）

に

」

改める。

様式第 5 号中

「

種 別	☐ 家庭の保育事業
	☐ 小規模保育事業（ ☐ A 型 ☐ B 型 ☐ C 型）
	☐ 居宅訪問型保育事業
	☐ 事業所内保育事業（ ☐ 保育所型 ☐ 小規模型）
	☐ 乳児等通園支援事業（ ☐ 一般型 ☐ 余裕活用型）

を

」

「

種 別	☐ 家庭の保育事業
	☐ 小規模保育事業（満 3 歳以上限定小規模保育事業以外）（ ☐ A 型 ☐ B 型 ☐ C 型）
	☐ 小規模保育事業（満 3 歳以上限定小規模保育事業）
	☐ 居宅訪問型保育事業
	☐ 事業所内保育事業（ ☐ 保育所型 ☐ 小規模型）
	☐ 乳児等通園支援事業（ ☐ 一般型 ☐ 余裕活用型）

に

」

改める。

様式第 6 号中

「

事業の種類別	☐ 家庭的保育事業
	☐ 小規模保育事業（ ☐ A型 ☐ B型 ☐ C型）
	☐ 居宅訪問型保育事業
	☐ 事業所内保育事業（ ☐ 保育所型 ☐ 小規模型）
	☐ 乳児等通園支援事業（ ☐ 一般型 ☐ 余裕活用型）

を

」

「

事業の種類別	☐ 家庭的保育事業
	☐ 小規模保育事業(満3歳以上限定小規模保育事業以外)（ ☐ A型 ☐ B型 ☐ C型）
	☐ 小規模保育事業(満3歳以上限定小規模保育事業)
	☐ 居宅訪問型保育事業
	☐ 事業所内保育事業（ ☐ 保育所型 ☐ 小規模型）
	☐ 乳児等通園支援事業（ ☐ 一般型 ☐ 余裕活用型）

に

」

改める。

様式第 7 号中

「

事業の種類別	☐ 家庭的保育事業
	☐ 小規模保育事業（ ☐ A型 ☐ B型 ☐ C型）
	☐ 居宅訪問型保育事業
	☐ 事業所内保育事業（ ☐ 保育所型 ☐ 小規模型）
	☐ 乳児等通園支援事業（ ☐ 一般型 ☐ 余裕活用型）

を

」

「

事業の種類別	☐ 家庭的保育事業
	☐ 小規模保育事業(満3歳以上限定小規模保育事業以外)（ ☐ A型 ☐ B型 ☐ C型）
	☐ 小規模保育事業(満3歳以上限定小規模保育事業)
	☐ 居宅訪問型保育事業
	☐ 事業所内保育事業（ ☐ 保育所型 ☐ 小規模型）
	☐ 乳児等通園支援事業（ ☐ 一般型 ☐ 余裕活用型）

に

」

改める。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に使用されているこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。